

子ども・子育て支援新制度とは

現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



対応の方策

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育保育の質的改善
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育を支援
 - ・教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実



対応の手法

- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に子ども・子育て会議を設置
 - ・市町村等の合議制機関の設置努力義務

国の本制度における利用者負担の基本的考え方

- すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。（実費徴収やそれ外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める。）
- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

※国は平成26年度早期に骨格を示すとしている。

子ども・子育て支援制度の概要（法定の子ども・子育て支援事業全体像）

子ども・子育て支援給付

- ・市で認定証を交付し、所得に応じた保育料を市が決定
- ・給付費は、施設が市から法定代理受領
- ・保育料は保護者が直接施設に支払う（保育所を除く）

施設型給付(教育・保育施設)

幼稚園

【3歳～就学前】



保育所

【0歳～就学前】



認定こども園

【0歳～就学前の間、
施設により異なる】



地域型保育給付(小規模保育施設等)【主に0～3歳】

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内・院内保育（地域開放型）



⇒子ども・子育て支援事業計画で、ニーズ調査に基づき市内の教育・保育の量の見込みを設定し、市の定める区域ごとに定員を定める。

児童手当

地域子ども子育て支援事業

- ①利用者支援（新規）※相談に応じ、情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を総合的に行う事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）
- ⑤放課後児童クラブ事業



- ⑥ショートステイ事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

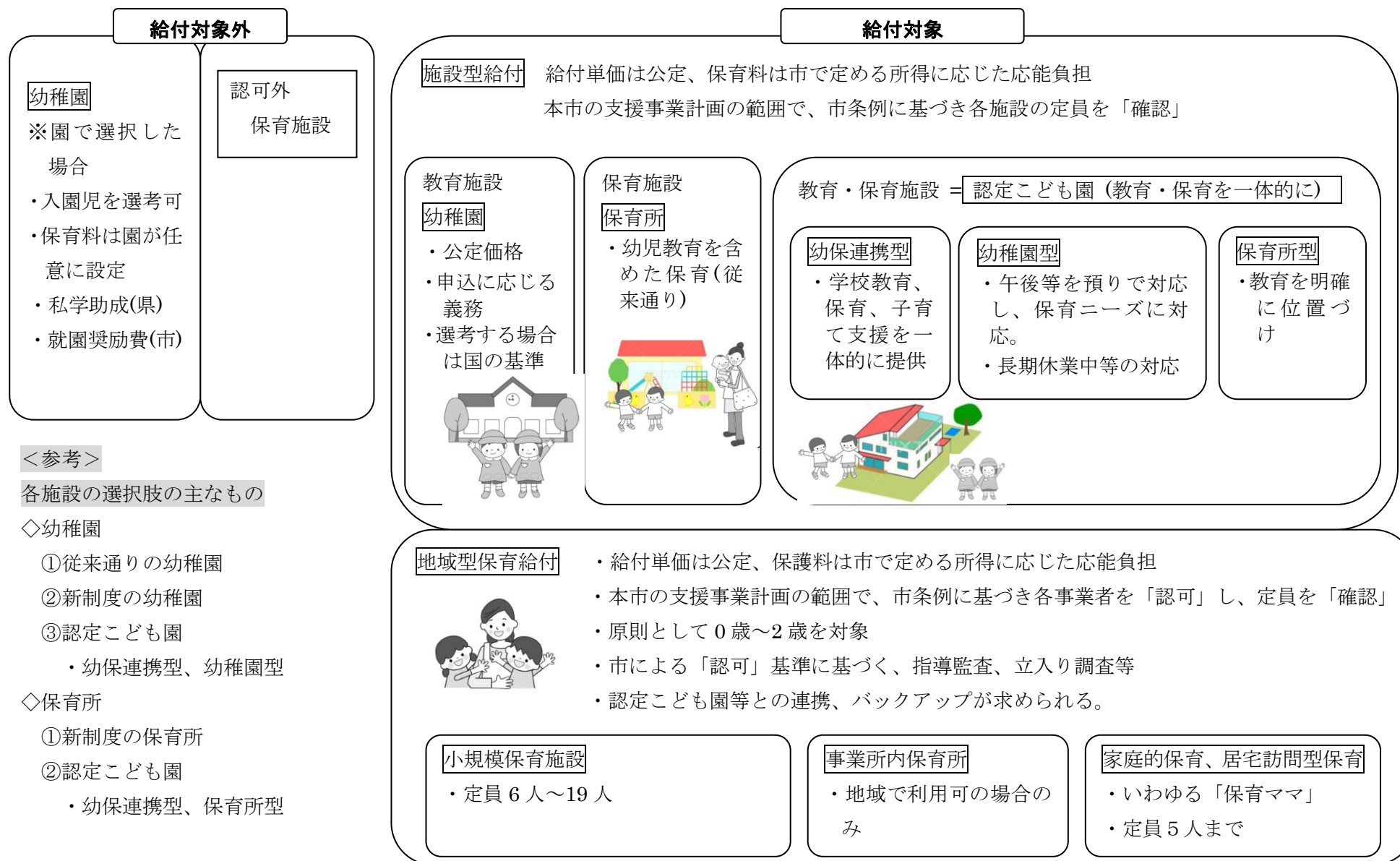


- ⑧養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター、つどいの広場)



- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児・病後児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)
- ⑬妊婦健診

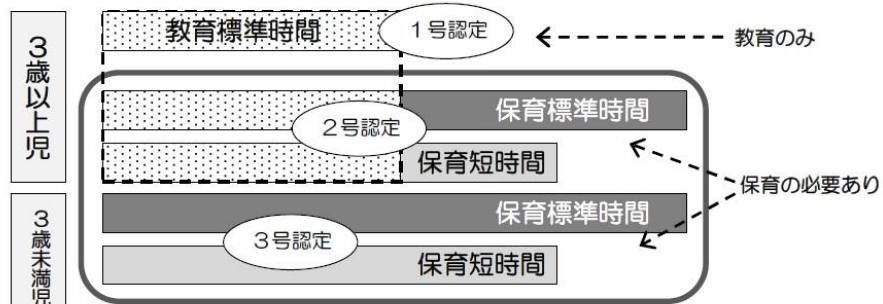
子ども・子育て支援新制度概要 (就学前児童への教育・保育の給付)



子ども・子育て支援新制度概要（施設型給付に係る流れ）

「教育・保育の必要量の認定」制度の導入

新制度では、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも、公的保育が利用できるように、「保育の必要量の認定」が導入されます



1号認定子ども（教育のみ、3－5歳児）

…幼稚園、認定こども園

2号認定子ども（保育の必要性あり 3－5歳児）

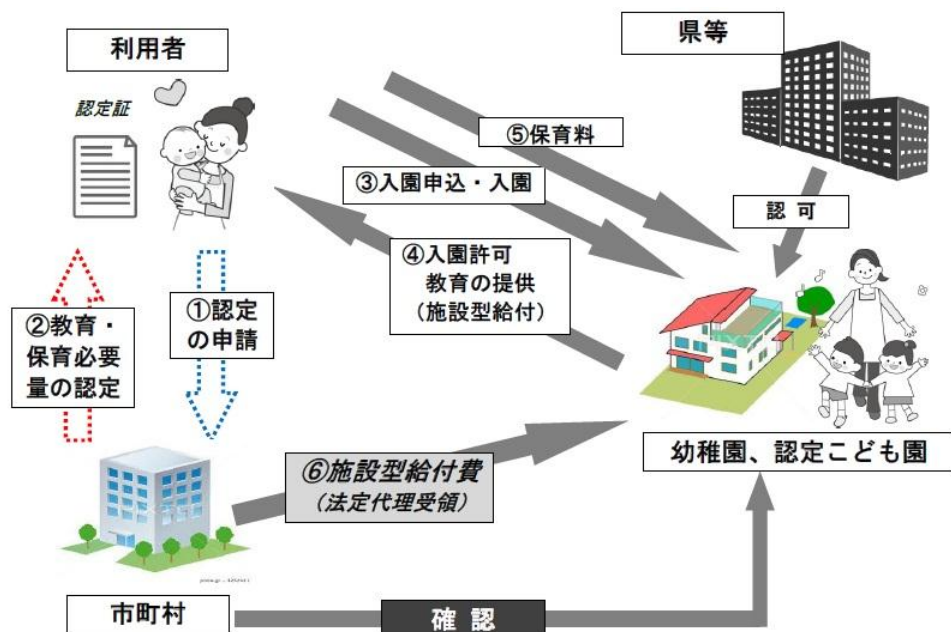
…保育所、認定こども園

3号認定子ども（保育の必要性あり 0－2歳児）

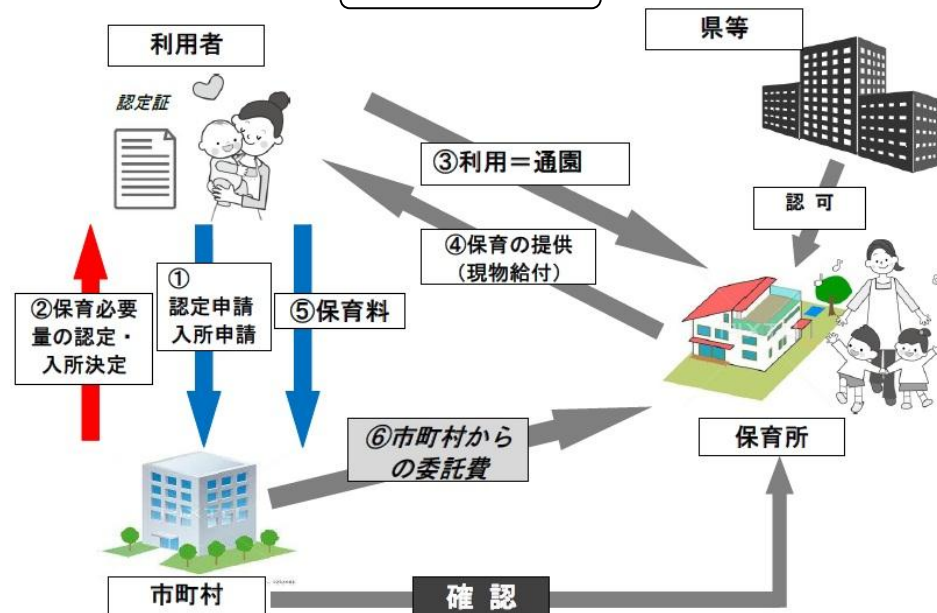
…保育所、認定こども園、地域型保育施設

利用・公費の流れ

施設型給付幼稚園・認定こども園



保育所



子ども・子育て会議の意義・役割

法的性格

子ども・子育て支援法第77条に定める地方版子ども・子育て会議は、「条例で定めるところにより」置かれるもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関

子ども・子育て支援法による義務

次の場合 「鎌倉市子ども・子育て会議」もしくは「子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者」の意見を聴かなければならない。

①特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき

※県への事前協議も義務

②特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするとき

③子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするとき

※県への事前協議も義務

国が期待する役割

関係者が政策プロセス（PDCAサイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場として、施設や事業の垣根を越えて地域の子育てニーズを一連の政策プロセスに反映させる上で重要な役割を果たす。



○国の期待像

- ・潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか
- ・教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ・ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・費用の使途実績の調査や事業の点検評価
- ・現行の計画について見直すべき部分はないか

○鎌倉市子ども・子育て会議での主な検討・審議内容

- ◇計画の策定（(仮)鎌倉市子ども・子育て支援事業計画）
- ◇特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員について
- ◇新制度の仕組みづくり
 - ・新たに制定する基準条例の内容
(特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、放課後児童クラブの運営基準等)
 - ・保育の実施に関する条例、保育所条例等の一部改正
- ◇保護者負担のあり方
- ◇次世代育成きらきらプラン後期計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画の概要(子ども・子育て支援法第61条)

概要・前提

- ・国の基本指針に即して、5年を一期とする法定計画
- ・市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して市域内に区域を定める。

計画内容(必須)

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
- ・幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

計画内容(努力義務)

- ・産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- ・都道府県が行う事業との連携方策
(児童虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策)
- ・職業生活と家庭生活との両立に関すること

イメージ

- ・鎌倉市次世代育成きらきらプラン後期計画中の子ども・子育て支援に関する事業計画を詳細化して具体的に実施時期も計画に盛り込む。

